

第 2 2 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 8 の項、9 の項、1 2 の項から 2 1 の項まで、2 6 の項から 3 1 の項まで、3 4 の項から 4 3 の項まで、4 6 の項及び 4 7 の項中「第 8 7 条の 2 」を「第 8 7 条の 4 」に改め、同表中 1 0 6 の項を 1 1 0 の項とし、1 0 5 の項を 1 0 9 の項とし、同表 1 0 4 の項中「準用する」の次に「同法」を加え、「第 8 7 条の 2 」を「第 8 7 条の 4 」に改め、同項を同表 1 0 8 の項とし、同表 1 0 3 の項中「第 8 7 条の 2 」を「第 8 7 条の 4 」に改め、同項を同表 1 0 7 の項とし、同表中 1 0 2 の項を 1 0 6 の項とし、9 6 の項から 1 0 1 の項までを 4 項ずつ繰り下げ、同表 9 5 の項中「第 8 6 条の 8 第 3 項」の次に「(同法第 8 7 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同表 9 7 の項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

98	建築基準法 第 8 7 条の 3 第 5 項の規定 に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する	建築物の用途 を変更して一 時的に興行場 等として使用 する場合の制 限の緩和に係 る許可申請手 数料	1 件に つき	10 万 8,000 円	許可申請 のとき
----	---	--	------------	--------------	-------------

場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査				
99 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき	19万5,000円	許可申請のとき

別表第5の94の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同項を同表96の項とし、同表中93の項を95の項とし、73の項から92の項までを2項ずつ繰り下げ、同表72の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同項を同表74の項とし、同表71の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同項を同表73の項とし、同表70の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同項を同表72の項とし、同表中69の項を71の項とし、60の項から68の項までを2項ずつ繰り下げ、同表59の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項を同表61の項とし、同表58の項中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項を同表60の項とし、同表中57の項を59の項とし、56の

項を 58 の項とし、同表 55 の項の次に次の 2 項を加える。

<p>56 建築基準法 第 48 条第 1 6 項第 1 号 (同法第 88 条第 2 項にお いて準用する 場合を含む。) の規定に基づ く増築、改築 又は移転の特 例許可の申請 に対する審査</p>	<p>用途地域にお ける増築、改 築又は移転の 特例許可申請 手数料</p>	<p>1 件に つき</p>	<p>8 万 7,000 円</p>	<p>許可申請 のとき</p>
<p>57 建築基準法 第 48 条第 1 6 項第 2 号 (同法第 88 条第 2 項にお いて準用する 場合を含む。) の規定に基づ く建築の特例 許可の申請に 対する審査</p>	<p>用途地域にお ける建築の特 例許可申請手 数料</p>	<p>1 件に つき</p>	<p>9 万 2,000 円</p>	<p>許可申請 のとき</p>

別表第 6 中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に、「準用する第 54 条第 2 項」を「準用する同法第 54 条第 2 項」に改める。

別表第 7 中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に、「準用する第 30 条第 2 項」を「準用する同法第 30 条第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。